

# 川崎市推奨普通ごみ袋認定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者から申請されるごみ排出用の透明・半透明袋を川崎市推奨袋として認定するに当たっての審査を行うことを目的とする「川崎市推奨普通ごみ袋認定委員会」（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、川崎市推奨普通ごみ袋の認定に関する事項について審査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員により構成され、それぞれ次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 委員長 生活環境部長

(2) 委員 収集計画課長

減量推進課長

処理計画課長

生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、環境局生活環境部減量推進課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。